平成２３年（フ）第１４７号
沖縄県宜野湾市真栄原２丁目４番１―201号ロワイヤルエステートⅡ
債務者　宮城　優美（旧姓古波藏）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１５２号
沖縄県うるま市字栄野比19番地　コーポ池原201
債務者　久場　政樹
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２１８号
青森市浪館前田３丁目22番25号
債務者　松浦　幹雄
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５９号
青森県北津軽郡板柳町大字小幡字柳川99番地１
債務者　蒔苗　栄洋
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
青森県五所川原市字末広町29番地26　コーポ佑１号室
債務者　今　　時雄
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
青森県五所川原市字末広町29番地26　コーポ佑１号室
債務者　今　ちゑ子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第７９２号
東京都羽村市羽加美４丁目９番41号ベルフィール201
債務者　今野　　翼
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５９０号
横浜市戸塚区戸塚町2077番地４
債務者　嶺岸　　清
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５９１号
横浜市戸塚区戸塚町2077番地４
債務者　嶺岸きみ代
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８９号
静岡市清水区横砂本町28番２号、旧住所静岡市清水区西久保１丁目11番９号　チェリーハイツ106
債務者　斉藤　幸江
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４７号
東京都八王子市松木38番地２コープＮＫ堀之内Ｂ棟103号
債務者　宗岡　玲奈
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1594番地３
債務者　白垣　勝規
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後３時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第３７４号
静岡市清水区三保3499番地
債務者　安田　史枝
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０１号
静岡市清水区蒲原新栄37番地
債務者　杉山　和美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１号
北海道帯広市西18条南３丁目23番24号　弥生マンション１号室
債務者　鷲見　英一
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係